

(別添)

## 平成 21 年度化学物質のリスク評価検討会報告書の

### 概要及び今後の対応

#### 1 リスク評価物質

「ヒトに対しておそらく発がん性がある物質」又は「ヒトに対して発がん性が疑われる」とされている次の物質

##### (1) 詳細リスク評価 (7 物質)

- 2-クロロ-1,3-ブタジエン
- コバルト化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルト)
- 酸化プロピレン
- 1,4-ジクロロ-2-ブテン
- 2,4-ジニトロトルエン
- ジメチルヒドラジン
- 1,3-プロパンスルトン

##### (2) 初期リスク評価 (7 物質)

- アクリル酸エチル
- アセトアルデヒド
- インジウム及びその化合物
- エチルベンゼン
- コバルト及びその化合物 (塩化コバルト及び硫酸コバルトを除く)
- 酢酸ビニル
- 1,2-ジブromoエタン

#### 2 リスク評価の手法

リスク評価は、有害性の評価とばく露の評価からなる。

- (1) 有害性評価は、対象となる物質について主要文献から有害性の種類や程度などを把握し、得られた情報から有害性評価を行うとともに、評価値 (※) を設定。
- (2) ばく露評価は、「有害物ばく露作業報告」(労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づく報告) が出された事業場に対して実態調査を行い、それにより得られた個人ばく露測定結果からばく露濃度を算出。
- (3) 有害性評価から得られた評価値と、ばく露評価から得られたばく露濃度を比較することによりリスク評価を実施。

※評価値は、労働者が勤労生涯を通じて毎日当該物質にばく露した場合に健康に悪影響が生じるばく露限界値。評価値には、一次評価値と二次評価値がある。

- 一次評価値：労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合に、当該ばく露に起因して1万人に1人の割合でがんが発生すると推測される濃度
- 二次評価値：労働者が勤労生涯を通じて毎日、当該物質にばく露した場合にも、当該ばく露に起因して労働者が健康に悪影響を受けることはないであろうと推測される濃度

### 3 リスク評価の結果及び今後の対応

14物質についてリスク評価を行ったところ、下記のように判定された。また、この結果を踏まえて、下記に示すとおり今後の対応を行っていく。

物質名	評価結果の概要	今後の対応
○酸化プロピレン ○1,4-ジクロロ-2-ブテン ○ジメチルヒドラジン	ア 製造・取扱いを行う一部の事業場で二次評価値を超えるばく露が見られ、作業工程共通のリスクと考えられ、他の事業場においても高いばく露が推測されることから、健康障害防止措置等の検討を行うべきである。	化学物質の健康障害防止措置に係る検討会（以下「措置検討会」という。）において具体的な措置を検討するとともに、関係事業者に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○1,3-プロパンスルホン	イ 測定結果は定量下限値未満であったが、動物への単回皮膚投与試験において極めて強い発がん性が報告されていることなどから、飛沫等の皮膚への付着や飛散した当該物質に汚染された機器等を取扱うことによるばく露リスクを回避するための健康障害防止措置等の検討を行うべきである。	措置検討会において具体的な措置を検討するとともに、関係事業者に対し適切な管理が行われるよう行政指導を行う。
○2-クロロ-1,3-ブタジエン ○2,4-ジニトロトルエン	ウ 製造・取扱いを行う事業場の一部の作業で二次評価値を超えるばく露が見られ、ばく露要因を解析したところ作業工程共通のリスクは認められなかったことから、国は対象事業者に対し適切なリスク管理を行うよう指導すべきである。	関係事業者に対し、適切な管理が行われるよう行政指導を行う。

<p>○コバルト化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。）</p>	<p>エ 製造・取扱いを行う一部の事業場で二次評価値を超えるばく露が見られ、作業工程共通のリスクと考えられ、他の事業場においても高いばく露が推測されることから、健康障害防止措置等の検討を行うべきである。</p>	<p>措置検討会において具体的な措置の検討を行う。但し、塩化コバルト及び硫酸コバルト以外のコバルト及びその化合物について22年度において詳細リスク評価を予定していることから、これと併せ対策の検討を行うこととし、それまでの間、関係事業者等に対し、適切な管理が行われるよう行政指導を行う。</p>
<p>○インジウム及びその化合物 ○エチルベンゼン ○コバルト及びその化合物（塩化コバルト及び硫酸コバルトを除く。） ○酢酸ビニル ○1,2-ジブロモエタン</p>	<p>オ 製造・取扱いを行う一部の事業場において二次評価値を超えるばく露が見られたことから、さらに詳細なリスク評価を行うべきであり、ばく露の高かった要因等を明らかにすべきである。</p>	<p>関係事業者等に対し、ばく露低減のため適切に管理が行われるよう行政指導を行うとともに、平成22年度において詳細なリスク評価を実施する。</p>
<p>○アクリル酸エチル ○アセトアルデヒド</p>	<p>カ ばく露の測定結果が二次評価値以下であったことからリスクは高くないと考えられるが、比較的高いばく露が確認された作業もあり、また、有害性の高い物質であることから、国は、関係事業者に対し、自主的なリスク管理を行うよう指導すべきである。</p>	<p>関係事業者に対し、引き続き適切な管理が行われるよう行政指導を行う。</p>

<添付資料>

- 別紙1 リスク評価物質（14物質）に関する情報
- 別紙2 検討会参集者名簿及び開催経緯